

会 議 結 果 報 告 書

令和 8 年 7 月 1 7 日

会議の名称	令和 8 年度第 1 回志木市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和 8 年 5 月 2 2 日（金）午後 2 時～午後 3 時 5 分
開 催 場 所	志木市役所 3 階 大会議室 3－3
出 席 委 員	中村和子会長、磯真砂子副会長、大東真由美委員、宮原一委員、坂本裕美委員、高橋篤子委員、中村勝義委員、中森茂治委員、浅見智子委員、中野靖子委員、増本智絵委員 (計 1 1 人)
欠 席 委 員	志村亜希子委員、神谷惣治委員 (計 2 人)
説明員職氏名	大野保育課長、白岩保育課主査、本間子ども支援課主査、伊藤子ども支援課主事補 (計 4 人)
議 題	1 開会 2 議題 （1）令和 7 年度ヤングケアラー実態調査結果報告について （2）こども誰でも通園制度の認可について （3）こども計画の変更について 3 その他 4 閉会
結 果	審議内容の記録のとおり（傍聴者なし）
事務局職員	清水子ども支援課長兼こども家庭センター所長、大野保育課長、杉田健康増進センター所長、神崎児童発達相談センター所長、安彦学校教育課長、平間子ども支援課副課長、青木学校教育課主幹兼指導主事、白岩保育課主査、金子生涯学習課主査、本間子ども支援課主査、木屋子ども支援課主事、伊藤子ども支援課主事補

審 議 内 容 の 記 録

1. 開会

中村会長が開会を告げる。

志木市情報公開条例第5条第1項により市の附属機関の会議は原則公開であると規定されているため、本審議会は公開の対象となる旨の説明を行った。

2. 議題

議題に入る前に、傍聴者の有無について確認を行った。→傍聴者なし。

(1) 令和7年度ヤングケアラー実態調査結果報告について

説明員より、資料1に基づき、説明を行った。

○概要説明

令和7年度は、市内公立中学校4校の1年生を対象にヤングケアラーに関する講演及びアンケートを実施した。アンケートの結果、ヤングケアラーの可能性が高い生徒は33名おり、その後、教育サポートセンター及び学校教育課と連携し、個別面談などを通じ家庭状況を把握した結果、ヤングケアラーではないとして終結となったケースが27件、市外への転出が2件、令和8年度も引き続き見守りとなったケースが4件であった。市外へ転出した2件については、学校へ確認しヤングケアラーの可能性は低い家庭と把握している。見守りとした4件については、引き続き、教育サポートセンターや学校教育課と協力しながら家庭内での様子等を確認していく。なお、家事支援事業の提案を行った家庭はゼロであった。

令和8年度は、昨年度同様に、中学1年生を対象にヤングケアラー実態調査を実施し、ヤングケアラーの可能性が高い子どもの支援を行う。

【質疑等】

会 長：今後、民生委員・児童委員の活動の一環で、学校を訪問し、子どもたちや地域の状況など情報交換をする場があるので、困ったことがあった場合は積極的に教えていただきたい。

(2) こども誰でも通園制度の認可について

説明員より、資料2-1及び資料2-2に基づき、説明を行った。

○概要説明

こども誰でも通園制度は、令和8年4月1日より全国で本格実施となった。本市においては、令和7年度に、公立保育園3園、認可保育所7園、認定こども園1園、幼稚園1園で実施した。1か月10時間まで利用できる柔軟利用は、延べ253人、1,163時間の利用があり、定期利用は、延べ25人、3,215時間の利用があった。この度、志木協会附属泉幼稚園より、令和8年6月からの事業開始に向け認可の申し出があったため、ご意見を伺いたい。

なお、志木協会附属泉幼稚園は、新制度移行幼稚園であり、満3歳児保育を実施している。こども誰でも通園制度の実施内容は、2歳児を対象とし、一般型で3枠を予定している。預かり可能時間は9時から16時まで、利用料は1時間当たり350円。別途費用は発生するが、給食も提供する。保育課としては、書類審査等を行い申請内容に不備はないことから認可したいと考えている。

【質疑等】

会 長：現在実施している幼稚園での取組状況を伺いたい。

委 員：当園では、制度の周知は行っているが問い合わせのみで利用実績はない。なお、保護者より制度を利用するに当たり、申請方法がわかりにくいという声をいただく。当園の職員も把握しきれておらず、いただいている申請用紙の処理方法など、申請方法を改めて教えていただきたい。

事務局：市より、生後6か月から3歳未満のお子様がいる家庭へ、制度の案内チラシを通知している。チラシに掲載のQRコードを読み込むと、「こども誰でも通園制度総合支援システム（愛称：つうえんポータル）」につながる。

利用までの手順は、①つうえんポータルより、保護者が在住の自治体に認定申請を行う。②市は申請内容を確認し認定する。③保護者は、つうえんポータルより、全国の幼稚園・保育園の中から利用したい施設を選び、初回面談を申し込む。④施設に通知が届き、保護者と初回面談の日程を調整し面談を実施。⑤利用の開始、となる。なお、公立保育園における定期利用を希望する際には、市へ申請書の提出が必要となる。今回、わかりにくいというご意見をいただいたことから、保護者がわかりやすいものとなるよう工夫していきたい。

委 員：自宅で行えるのか。

事務局：民間保育施設や幼稚園は、つうえんポータル上で完結する。

委員：さいたま市では、幼稚園の未就園児教室も対象になっている。未就園児教室からスタートすると制度利用の敷居が下がり、利用が増えるのではないかと。例えば、市内の幼稚園で未就園児教室がある施設を当該制度の対象とすることについて、今後検討が可能か伺いたい。

事務局：県や国に確認した上で、制度上実施可能であれば検討させていただく。

委員：こども誰でも通園制度のスタッフについて、保育園や幼稚園に併設する子育て支援センターの職員を配置することはできるのか。子育て支援センターを利用している児童が当該制度を利用する場合、馴染みのある職員が対応できると保護者も児も安心して預けられる。また、現在、当該制度の認可にあたりスタッフの確保が課題となっている事業所も実施の可能性が出てくると考えるがいかがか。

事務局：前提として、子育て支援センターの設置基準を遵守したうえで、余裕活用型として実施する場合は、子育て支援センターの職員を配置することもできることとなっている。その際には、国の研修の受講が必須となる。

委員：利用施設の変更はできるのか。また、登録できる施設数に上限はあるのか。

事務局：希望する施設で面談を実施すれば利用できる。登録施設数の上限はない。

会長：志木教会附属泉幼稚園について、承認いただける方は挙手をお願いしたい。

（全員挙手）

会長：承認とする。

説明員より、資料２－３に基づき、説明を行った。

○概要説明

すくすくしきつ子事業は、お子さんの発達、子育てへの不安、育児疲れを抱えている家庭で、健康増進センターなど、市の相談支援機関より紹介があった方が対象となり、週１回、定期的にお子さんをお預かりする保育サービスである。保育園などでの集団生活や遊びの経験を通して、お子さんの成長を支えるとともに、子育ての悩みを保育士と共有し、保護者の不安を軽減、解消するための事業である。

令和８年６月１日より、短時間からの利用ニーズに対応するため、現在実施しているいは保育園に加え、新たに、児童発達相談センター「すきっぷ」を実施施設に加え事業を実施したいと考えている。児童発達相談センター「すきっぷ」の利用時間は、毎週金曜日午前９時から正午まで、定員は５名。利用時間や利用施設の場所、通いやすさから、保護者に利用施設を選択いただき、すくすくしきっぷ事業を通して伴走型支援を行いたい。

【質疑等】

委員：対象児童は「児童福祉施設（保育施設等）へ通っていない」となっているが、児童発達支援には通っておらず、障がいではないが発達に少し課題があり、個別や集団支援を受けるような場所に通う児童はこの制度の対象外か。

事務局：対象になる。

委員：保育施設でなければ良いのか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：先ほどの事業の対象児童は生後６か月からだったが、当該事業は生後８か月からとなっている。理由は何か。

事務局：当該事業は公立保育園の受入年齢に合わせ、生後８か月からとしている。

会長：児童発達相談センター「すきっぷ」の認可について承認をいただける方は挙手をお願いしたい。

（全員挙手）

会長：承認とする。

（３）こども計画の変更について

説明員より、資料３－１及び資料３－２に基づき、説明を行った。

○概要説明

令和８年３月２日付で送付した通知について、改めて説明させていただく。令和８年４月１日より乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）が全国で実施されることに伴い、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に以下３つの掲載が必須となった。

一 当該事業の量の見込み

二 提供体制の確保策

三 乳児等のための支給給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

このうち、本市が令和7年3月に策定した志木市こども計画には、三つ目の内容が不足していたことから、追加したものである。また、当該変更については、現行計画に追記し更新するのではなく、志木市こども計画別冊(令和8年3月)として整理した。令和7年3月策定の志木市こども計画に加え、この別冊も含めて、本市のこども計画となる。

【質疑等】

なし

説明員より、資料4に基づき、説明を行った。

○概要説明

病児・病後児保育事業について、現行の志木市こども計画では、子どもの人口が減少することに伴い、病児保育事業の「量の見込み」も年々減少すると見込んでいるが、子ども医療費や共働き世帯が増加しており、子どもの人口減少と病児保育の需要は比例していないことから、見直しを行うものである。「量の見込み」は、過去の実績を踏まえ、令和8年度以降は前年度実績値に利用実績の平均を掛けた値としている。「提供体制」は、年度によってばらつきがあるが、開所日数に定員をかけた値としており、令和10年度に再開園する北美保育園に病児保育室を併設することから、大幅な増加としている。なお、北美保育園に病児保育室を併設することになった経緯については、現在、市内で病児保育を行っているのは、元気キッズ志木柏町園のみであるが、その病児保育室利用者のうち、宗岡地区の方の利用率が全体の5%程度しかないものの、宗岡地区では、令和3年度以降、住宅が増加しており、今後も住宅開発が進む見込みであると考えている。また、今後も共働き世帯の増加や家庭環境により看病の対応が難しい世帯、さらには、病児保育の充実によって就業継続への意欲が高まり、家庭支援が必要な家庭にとっては、一定の支援が受けられる病児保育は今後も利用が増えると思定している。加えて、現在の利用実績や保育利用児童数、就労状況を踏まえると、一定の利用ニーズが継続的に見込まれ、特に繁忙期には受け入れが不足している状況がある。以上のことから、今後の需要増加を見据えた受け入れ体制の拡

充が必要と考えている。

【質疑等】

会 長：現在、病児保育を利用したいが利用できず困っている方はいるのか。

事務局：同じ日に予約が入ってしまい利用できないというケースはゼロではないが少ないと聞いている。

会 長：緊急サポート事業では、病気の子どもの預かりを行っており、このサービスを使うという選択肢もある。

委 員：提供体制について、令和10年度と令和11年度に病児対応型は増加しているが、病後児対応型も増加させることは難しいのか。

事務局：病児対応型は発熱児を預かることができる施設で、病後児対応型は病気の回復期にあり集団保育が困難な児を預かることができる施設である。現状として、各保育施設では病後児も保育として受け入れているケースが多い傾向にあるため、病後児保育の利用は少ない。

委 員：令和7年度の病児保育の利用実績は。

事務局：令和7年度の利用者は59名だったが、当日キャンセルの方が45名いたため、予約としては100名超の状況であった。なお、令和6年度の利用者は90名おり、当日キャンセルの方は37名いたため、予約としては120名超の状況であった。とても需要が高いと感じている。

会 長：他にあるか。

委 員：前の議題について伺いたいが良いか。

会 長：良い。

委 員：資料3-2について伺いたい。志木市こども計画別冊（令和8年3月）は、これ自体が計画書ということか。市のホームページなどで公表されるのか。

事務局：こども計画別冊（令和8年3月）自体が計画書であり、令和7年3月に策定した計画書と合わせて志木市こども計画となる。市ホームページで公表する。

委 員：体裁としては、本編の最後のページに加えられているのか。市ホームページを検索したが見つからない。

事務局：本編とは別ファイルとなる。今後、本編と同じページに別冊を掲載する。

委 員：1枚だけだと、別冊ではなく別紙ではないのか。

委 員：変更のたびに、別冊がどんどん膨らんでいくという想定ではないか。

事務局：お見込みのとおり。

会 長：他に、議題を遡ってご意見があるか。

委 員：ヤングケアラーについて、お願いがある。転出された2件については支援するに至らないことを確認したとあったが、例えば、今回見守りが必要となった4件が転出した場合や、転入してきた方が把握されずに悩んでしまわないように、自治体間で相互に情報提供ができるような取り組みをしていただきたい。

委 員：本当に大事なことだと思う。家庭への支援が必要な児童生徒が転校してきた場合、転出元の自治体の教育委員会から転出先の教育委員会へ連絡がある。ぜひ教育委員会とも連携を図って対応していただきたい。

委 員：幼保から小学校に上がるときに課題を抱えている児童の情報共有も考えていただきたい。また、高校生になると、他県や県内のさまざまなところに出ていくので、市には市内に住む高校生の情報が入りにくくなると考えるがいかがか。

事務局：ヤングケアラーは、見守り対象の子どもがいる家庭もあれば、高校生の子どもがいる家庭もある。小さな芽を紡ぎながら、家事や家庭内での不安な気持ちなどに寄り添い、見守りの継続、あるいはこちらが手を差し伸べて何かできることがないかなど、伴走型で支援していきたい。

委 員：ヤングケアラーの問題は、経済的困窮によるものが多いのか、それとも育児放棄のようなものによるものが多いのか、割合もわかるか。

事務局：数値としては出せないが、令和7年度の終結事案での具体的事例を挙げると、経済的困窮から母が昼夜働かなければならない状況であったため、子どもだけで過ごしたり、子どもが家のことをしたりする時間が多く、相談する中で生活保護につながり、家庭環境が改善されたという家庭があった。経済的困窮が要因でヤングケアラーとなる可能性は高いと感じており、家庭の中で子どもに役割がシフトしていく大きな要因の一つであると把握している。

委 員：ヤングケアラーのアンケートについて、弟妹の世話や家事などの頻度は毎日なのか、週1回なのか、どのような設問になっているのか。

事務局：例えば、弟妹の世話をしている、家事をしている場合、それぞれ1日の

うち何時間やっているか、という聞き方をしている。アンケート後には担任教諭からの聞き取りを行っており、実際は、回答した時間より少ない場合や認識に差がある場合が多かった印象である。

委員：幼稚園では、朝食を食べずに当園する園児がかなり増えており、アンケートに朝食を自分で作っているかなど、朝食に関する設問も加えてもらえないか。朝食を自分で作ること自体は問題ではないと思うが、その設問を見た保護者が気にかけ、朝食を食べさせるようになると思うので検討いただきたい。

事務局：保護者にはアンケートの実施に関する案内のみを行っており、アンケートの内容は把握していない。子ども自身が学校でタブレットを使ってアンケートに回答している。

委員：保護者が回答に手を加えることを心配しての対応か。

事務局：アンケートの回答に当たり、ヤングケアラーとはどういうものを理解していただくための講演を聞き、ある程度ヤングケアラーについて理解していただいたうえでアンケートに回答していただいている。

委員：講演の対象は保護者と子どもどちらか。

事務局：子どもである。

委員：親への啓発が大切だと思う。状況の改善も大事だが、そもそもヤングケアラーそのものをなくしていかなければならないという啓発が必要だと感じた。

事務局：学校の先生の理解を深めるための研修や啓発月間など、年間を通じて啓発を行っている。

委員：ヤングケアラーのアンケートの対象は中学１年生か。小学生には実施していないのか。

事務局：令和７年度は中学１年生を対象に実施したが、令和５年度に実施した第１回目の実態調査では、小学４年生から中学３年生までを対象とし、令和７年度と同様に、講演後にアンケートに回答するという方法で実施した。小学生は担任教諭の聞き取りで、お世話の内容がペットのお世話だったなど、ヤングケアラーではない子が多く見られ、ヤングケアラーの理解をしてもらうことが難しかったという印象であった。令和７年度に実施した第２回目のアンケートより、小学校から中学校に上がり生活環境が大きく変わる中学１年生に絞って調査を実施している。

委 員：アンケートは毎年実施しているのか。

事務局：毎年実施していく予定である。

委 員：子どもたちがある程度理解できる年齢に達してアンケートを実施するというのは理解できるが、事例として、小学生の保護者がお子さんに依存しており、手元に置いておきたいがために、学校に行かせず家に居させるという不登校があるということを聞いた。この場合はヤングケアラーとは違うと思っていたが、このような事例の子ども支援対象とする場合は小学生の段階から聞かないとわからないと思うが、同様の事例はあるのか。

事務局：児童福祉法では1週間以上学校を休み安全確認ができない場合は、市が教育委員会と連携を図り対応することとされており、本市の場合は教育サポートセンター及び子ども支援課の職員が一緒にご家庭を訪問している。

委 員：補足だが、本市では、教育サポートセンターからスクールソーシャルワーカーが中学校区に1人、各中学校の相談室に配置されているほか、各小学校には週1回スクールカウンセラーが派遣されている。何日か休みが続いていた場合は、どのような状況なのか、家庭へ直接あるいは学校を通じて、連絡や家庭訪問を行うなど、できるだけ早めに対応することが大切であることから、常に気を付けている。

事務局：学校のみでの対応が困難な場合は、子ども支援課も一緒に対応していきたい。

委 員：小学生では理解が追いつかず取り越し苦労が多いと言っているように聞こえる。何か教えられることや配慮が必要なのではないかと思う。

委 員：日本語の理解が難しい外国籍のお子さんは、アンケートの内容を理解し回答できているのか。

事務局：学校にもアセスメントをしていただいております、担任教諭に一人ひとりの回答を確認していただいている。

委 員：外国籍の子どもに関して補足したい。来日して間もない日本語がわからない子どもでも、高学年では一人1台配布されているタブレットを活用して日本語を翻訳している。子どもたち同士の会話でも、言葉がわからないときはお互いにタブレットの翻訳機能を活用してコミュニケーションをとっている。

会 長：ヤングケアラーについては保護者にも考えていただきたい。様々なところで保護者への説明や啓発ができると良い。

3. その他

事務局：次回の児童福祉審議会は、令和8年10月15日（木）午後2時からを予定している。令和8年度は全3回の開催を予定しており、日にちは未定だが来年2月頃の開催も予定している。

4. 閉会

中村会長が閉会を告げる。